

- ・候補者が作成し、運転手へ提出してください。
- ・運転手が西尾市に請求書を出す際に、この証明書が必要です。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和7年6月15日

最後の使用日以降の日付

令和7年6月15日執行 西尾市長選挙

候補者 **西尾 太郎**

記

運転手の氏名及び住所	□□市□□町□番地 □□ □□	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和7年6月8日	00,000 円	
令和7年6月12日	00,000 円	
令和7年6月14日	00,000 円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	

運転手が複数ある場合は、別々に作成すること。

備考

- 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が西尾市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、西尾市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、西尾市に支払を請求することはできません。